那珂川市議会
情報セキュリティポリシー

基本方針

令和８年４月

那珂川市議会

目　　次

１　目的

本基本方針は、那珂川市議会（以下「議会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、議会における情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

２　定義

本基本方針における用語の定義は、次に掲げるものとする。

（１）　ネットワーク
コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

（２）　情報システム
コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

（３）　情報資産
ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備、電磁的記録媒体、ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）並びに情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書をいう。

（４）　情報セキュリティ
情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

（５）　情報セキュリティポリシー
本基本方針をいう。

（６）　機密性
情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

（７）　完全性
情報が破壊、改ざん又は消去をされていない状態を確保することをいう。

（８）　可用性
情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

３　対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

（１）　不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃又は部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、

重要情報の詐取、内部不正等

（２）　情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等

（３）　地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等

（４）　大規模かつ広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

（５）　電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

４　適用範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、議会が取り扱う次のものとする。

ただし、市長が議会事務局職員の使用に供する情報資産については、その取扱いは、「那珂川市情報セキュリティ基本方針に関する規則（平成 27 年規則第 24 号)」に従うものとし、本方針の適用範囲外とする。

（１）　ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）

（２）　ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体

（３）　情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

５　議員及び議会事務局職員の遵守義務

議員及び議会事務局職員（以下「議員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、情報資産の取扱いに当たって、情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

６　情報セキュリティ対策

上記３の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講ずる。

（１）　組織体制

議会が保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

（２）　情報資産の分類と管理

議会が保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当

該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。

（３） 物理的セキュリティ

情報資産への損傷妨及び害から保護するために物理的な対策を講ずる。

（４） 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、議員等が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う等の人的な対策を講ずる。

（５） 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講ずる。

（６） 運用

情報システムの監視、情報セキュリティポリシー遵守状況の確認、業務委託を行う際のセキュリティ確保等、情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するための体制を整える。

７　情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

８　情報セキュリティポリシーの見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーの見直を行う。

附則　この基本方針は、令和８年４月１日から施行する。